

山梨県公報

第千三百十七号

平成十四年

八月二十九日

木曜日

目次

保安林の指定の解除…………… 四六一

県営土地改良事業計画の変更…………… 四六一

公告

土地改良区役員の退任及び就任…………… 四六一

公安委員会

遊技機の型式の検定…………… 四六二

告示

山梨県告示第三百五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十四年八月二十九日

山梨県知事 天野 建

- 一 解除に係る保安林の所在場所
東八代郡御坂町下黒駒字天神原一六〇一の六
- 二 保安林として指定された目的
水害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

山梨県告示第三百五十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業東八中央西地区)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十四年八月二十九日

山梨県知事 天野 建

一 縦覧書類
変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十四年八月三十日から平成十四年九月三十日まで

三 縦覧場所

八代町役場及び境川村役場

四 異議申立期間

平成十四年十月一日から平成十四年十月十五日まで

公告

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、小曲土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十四年八月二十九日

山梨県知事 天野 建

一 退任

| 役職名 | 氏名 | 住所 | 退任年月日 |
|-----|-------|---------------|-------------|
| 理事 | 増田 保 | 甲府市小曲町二二九五番地 | 平成十四年七月二十四日 |
| | 藤田 求武 | 同 一二七三番地 | 同 |
| | 飯野 健彦 | 同 一二六八番地 | 同 |
| | 石原 達男 | 同 三五二二番地 | 同 |
| | 窪島 正良 | 同 一〇九三番地 | 同 |
| | 窪島 鉄男 | 同 一二五九番地 | 同 |
| | 雨宮 友彦 | 同 上今井町二二九九七番地 | 同 |
| | 齊藤 藤男 | 同 西下条町六九二番地 | 同 |

| | |
|---|---|
| 株式会社大一会社 代表取締役 愛知県名古屋市中村区鴨付町 一丁目二二番地 | 株式会社大一会社 代表取締役 東京都渋谷区東二丁目二三番 三号 |
| ぱちんこ遊技 機第六条第 一ノイ(別表 第一種特別電 動役物) | ぱちんこ遊技 機第六条第 一ノイ(別表 第一種特別電 動役物) |
| C R ビン I クレ X デイ | C R フイ I バカ I ノガ R X ガ |
| 株式会社 大一会社 | 株式会社 ダイドー |
| 二〇〇四五 一 | 二〇〇四六 八 |

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 株式会社サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番